

規制の事前評価書

法令案の名称：自衛隊法施行令及び航空法施行令の一部を改正する政令案

規制の名称：①装備移転航空機が携行しなければならない燃料の量に係る特例についての規定の新設（航空法第 63 条関係）
②事故が発生した場合の装備移転航空機の機長の報告の義務に係る特例についての規定の新設（航空法第 76 条第 1 項関係）
③事故が発生するおそれがあると認められる事態が発生した場合の装備移転航空機の機長の報告の義務に係る特例についての規定の新設（航空法第 76 条の 2 関係）
④装備移転航空機の離着陸の場所に係る特例についての規定の新設（航空法第 79 条ただし書関係）
⑤装備移転航空機が編隊で飛行する場合の機長の打合せ事項に係る特例についての規定の新設（航空法第 84 条第 2 項関係）
⑥装備移転航空機による物件の曳航についての安全上の基準に係る特例についての規定の新設（航空法第 88 条関係）
⑦装備移転航空機である無人航空機の飛行の方法に係る特例についての規定の新設（航空法第 132 条の 86 第 1 項第 2 号関係）
⑧事故が発生した場合の装備移転航空機である無人航空機を飛行させる者が講じなければならない措置に係る特例についての規定の新設（航空法第 132 条の 90 第 2 項関係）
⑨事故が発生するおそれがあると認められる事態が発生した場合の装備移転航空機である無人航空機を飛行させる者の報告の義務に係る特例についての規定の新設（航空法第 132 条の 91 関係）

規制の区分：新設 拡充 緩和 廃止

担当部局：防衛装備庁プロジェクト管理部事業監理官（航空機担当）

評価実施時期：令和 8 年 1 月

【新設・拡充】

<法令案の要旨>

- ・ 第 217 回国会において成立した「防衛省設置法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 44 号）」により自衛隊法第 107 条第 3 項が改正され、装備移転航空機について、自衛隊の使用する航空機（以下「自衛隊航空機」という。）と同様、航空法第 6 章及び第 11 章の規定の適用について政令で特例を定めることができることとされた。これを受け、自衛隊航空機に係る航空法第 6 章及び第 11 章の特例を定めた自衛隊法施行令第 149 条を、装備移転航空機も含めた規定に整備し、装備移転航空機についても航空法第 6 章及び第 11 章の特例を定めることとする。

<規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因>

- ・ 装備移転航空機は原則として航空法の規定に基づき飛行することとされているところ、自衛隊航空機と同種の航空機であるために、これに基づく、目的とする飛行が困難となる一部の規定があることや、防衛大臣が定めた装備移転航空機の安全性等に関する基準及び当該基準に適合していることへの確認行為の妥当性を検証する必要性から、これらの規定について、自衛隊航空機と同様に特例規定を設けることが適当である。

<必要となる規制新設・拡充の内容>

①装備移転航空機が携行しなければならない燃料の量に係る特例についての規定の新設（航空法第 63 条関係）

- ・ 装備移転航空機が飛行する際に携行しなければならない燃料の量について、本改正がなければ、航空法第 63 条の規定に基づき国土交通省令で定める燃料を携行しなければならないところ、自衛隊航空機と同様の機能・性能及び運航方法が求められる航空機として適切に飛行するため、自衛隊航空機と同様に、防衛大臣が国土交通大臣と協議して定める量の燃料を携行しなければならないこととする。

②事故が発生した場合の装備移転航空機の機長の報告の義務に係る特例についての規定の新設（航空法第 76 条第 1 項関係）

- ・ 装備移転航空機について航空事故が発生した場合、当該装備移転航空機の機長は、本改正がなければ、航空法第 76 条第 1 項の規定に基づき国土交通大臣に報告する義務を負うところ、本改正により、当該事故が単独での事故である場合又は自衛隊航空機若しくは装備移転航空機との間に発生した事故である場合には、自衛隊航空機の機長と同様に、国土交通大臣ではなく防衛大臣に報告する義務を負うこととする。

③事故が発生するおそれがあると認められる事態が発生した場合の装備移転航空機の機長の報告の義務に係る特例についての規定の新設（航空法第 76 条の 2 関係）

- ・ 装備移転航空機について航空事故が発生するおそれがあると認められる事態が発生した場合、当該装備移転航空機の機長は、本改正がなければ、航空法第 76 条の 2 の規定に基づき国土交通大臣に報告する義務を負うところ、本改正により、当該事態が単独での事態である場合又は自衛隊航空機若しくは装備移転航空機との間に発生した事態である場合には、自衛隊航空機と同様に、国土交通大臣ではなく防衛大臣に報告する義務を負うこととする。

④装備移転航空機の離着陸の場所に係る特例についての規定の新設（航空法第 79 条ただし書関係）

- ・ 装備移転航空機は、航空法 79 条本文の規定に基づき、空港等以外の陸上の場所又は国土交通省令で定める水上の場所において離着陸してはならず、本改正がなければ、同条ただし書による国土交通大臣の許可を

受けた場合にはこの限りでない」とされるところ、自衛隊航空機と同様の機能・性能及び運航方法が求められる航空機として、本改正により、自衛隊航空機と同様に防衛大臣の許可を受けた場合には、この限りではないこととする。

⑥装備移転航空機が編隊で飛行する場合の機長の打合せ事項に係る特例についての規定の新設（航空法第 84 条第 2 項関係）

- ・ 装備移転航空機が編隊で飛行する場合、機長は、本改正がなければ、航空法第 84 条第 2 項の規定に基づき編隊の方法、航空機相互間の合図の方法その他国土交通省令で定める事項について事前に打合せをしなければならないところ、自衛隊航空機と同様の機能・性能及び運航方法が求められる航空機として、本改正により、自衛隊機の機長と同様に防衛大臣が定める事項について事前に打合せをしなければならないこととする。

⑦装備移転航空機による物件の曳航についての安全上の基準に係る特例についての規定の新設（航空法第 88 条関係）

- ・ 装備移転航空機が物件を曳航する場合、本改正がなければ、航空法第 88 条の規定に基づき国土交通省令で定める安全上の基準に従って行わなければならないところ、自衛隊航空機と同様の機能・性能及び運航方法が求められる航空機として、本改正により、自衛隊航空機と同様に防衛大臣が国土交通大臣と協議して定める安全上の基準に従って行わなければならないこととする。

⑧装備移転航空機である無人航空機の飛行の方法に係る特例についての規定の新設（航空法第 132 条の 86 第 1 項第 2 号関係）

- ・ 装備移転航空機である無人航空機を飛行させる場合、当該装備移転航空機である無人航空機を飛行させる者は、本改正がなければ、航空法第 132 条の 86 第 1 項第 2 号の規定に基づき、国土交通省令で定めるところにより、当該無人航空機が飛行に支障がないことその他飛行に必要な準備が整っていることを確認した後において飛行させなくてはならないところ、自衛隊航空機と同様の機能・性能及び運航方法が求められる無人航空機として、自衛隊航空機の無人航空機を飛行させる者と同様に防衛大臣が国土交通大臣と協議して定めるところにより、飛行に支障が無いことその他飛行に必要な準備が整っていることを確認した後飛行させなければならないこととする。

⑨事故が発生した場合の装備移転航空機である無人航空機を飛行させる者が講じなければならない措置に係る特例についての規定の新設（航空法第 132 条の 90 第 2 項関係）

- ・ 装備移転航空機である無人航空機について事故が発生した場合、当該無人航空機を飛行させる者は、本改正がなければ、航空法第 132 条の 90 第 2 項の規定に基づき国土交通大臣に報告する義務を負うところ、本改正により、当該事故が単独での事故である場合又は自衛隊航空機（無人航空機を含む）若しくは装備移転航空機（無人航空機を含む）との間に発生した事故である場合には、自衛隊航空機の無人航空機を飛行させる者と同様に、国土交通大臣ではなく防衛大臣に報告する義務を負うこととする。

⑩事故が発生するおそれがあると認められる事態が発生した場合の装備移転航空機である無人航空機を飛行させる者の報告の義務に係る特例についての規定の新設（航空法第 132 条の 91 関係）

- ・ 装備移転航空機である無人航空機について事故が発生するおそれがあると認められる事態が発生した場合、当該無人航空機を飛行させる者は、本改正がなければ、航空法第 132 条の 91 の規定に基づき国土交通大臣に報告する義務を負うところ、本改正により、当該事態が単独での事態である場合又は自衛隊航空機（無人航空機を含む）若しくは装備移転航空機（無人航空機を含む）との間に発生した事態である場合には、自

衛隊航空機の無人航空機を飛行させる者と同様に、国土交通大臣ではなく防衛大臣に報告する義務を負うこととする。

2 規制の妥当性（その他の手段との比較検証）

【新設・拡充】

<その他の規制手段の検討状況>

■検討した □検討しなかった

（検討した内容・結果又は検討しなかった理由）

- ・ 自衛隊法第 107 条第 3 項において、装備移転航空機についても、航空法第 6 章及び第 11 章の規定の適用については政令で特例を定めることができるとされた。装備移転航空機について、自衛隊航空機と異なる扱いとすることが適切か検討を行ったところ、装備移転航空機は、外国軍隊が使用する航空機又は無人航空機として防衛大臣が定める基準に基づいて製造等されるものであり、自衛隊航空機と同様の機能・性能及び運航方法が求められるため、特例を規定する自衛隊法施行令第 149 条により読み替えて適用する航空法の規定については、装備移転航空機についても自衛隊航空機と同様に、防衛大臣が定め又は防衛大臣が国土交通大臣と協議して定めた基準に従うことが適切であり、また、事故等の報告についての規定については、装備移転航空機についても自衛隊航空機と同様に扱うことが適切であった。

<その他非規制手段の検討状況>

■検討した □検討しなかった

（検討した内容・結果又は検討しなかった理由、既に導入済みの非規制手段の内容）

- ・ 前項と同じ。

3 効果（課題の解消・予防）の把握

【新設・拡充】

① 装備移転航空機が携行しなければならない燃料の量に係る特例についての規定の新設（航空法第 63 条関係）

④ 装備移転航空機の離着陸の場所に係る特例についての規定の新設（航空法第 79 条ただし書関係）

⑤ 装備移転航空機が編隊で飛行する場合の機長の打合せ事項に係る特例についての規定の新設（航空法第 84 条第 2 項関係）

⑥ 装備移転航空機による物件の曳航についての安全上の基準に係る特例についての規定の新設（航空法第 88 条関係）

⑦ 装備移転航空機である無人航空機の飛行の方法に係る特例についての規定の新設（航空法第 132 条の 86 第 1 項第 2 号関係）

- ・ 装備移転は、外国政府との協議等により実施に向けた検討が進むため、その件数を事前に定量化することは困難であるが、今般の改正により、装備移転航空機の利用者や機長が当該航空機の製造時試験飛行を実施する際に、自衛隊航空機と同様の基準に従って運航することで、自衛隊航空機と同様の機能・性能及び運航方法が求められる装備移転航空機について、自衛隊航空機と同様の飛行を確実に実施することができる。

② 事故が発生した場合の装備移転航空機の機長の報告の義務に係る特例についての規定の新設（航空法第 76 条第 1 項関係）

- ③事故が発生するおそれがあると認められる事態が発生した場合の装備移転航空機の機長の報告の義務に係る特例についての規定の新設（航空法第 76 条の 2 関係）
- ⑧事故が発生した場合の装備移転航空機である無人航空機を飛行させる者が講じなければならない措置に係る特例についての規定の新設（航空法第 132 条の 90 第 2 項関係）
- ⑨事故が発生するおそれがあると認められる事態が発生した場合の装備移転航空機である無人航空機を飛行させる者の報告の義務に係る特例についての規定の新設（航空法第 132 条の 91 関係）
 - ・ 装備移転航空機の安全性等の基準については防衛大臣が定め（自衛隊法第 107 条第 5 項）、これらの基準に適合していることについて確認を受けること（同条第 7 項）とされているところ、万が一、装備移転航空機が単独で航空事故を発生させた場合又は装備移転航空機が装備移転航空機若しくは自衛隊航空機と航空事故等を発生させた場合、当該装備移転航空機の機長から防衛大臣に報告させることで、基準の策定や確認行為についての問題の有無を検証する等の措置を講じることができる。

4 負担の把握

【新設・拡充】

<遵守費用>

- ①装備移転航空機が携行しなければならない燃料の量に係る特例についての規定の新設（航空法第 63 条関係）
- ④装備移転航空機の離着陸の場所に係る特例についての規定の新設（航空法第 79 条ただし書関係）
- ⑤装備移転航空機が編隊で飛行する場合の機長の打合せ事項に係る特例についての規定の新設（航空法第 84 条第 2 項関係）
- ⑥装備移転航空機による物件の曳航についての安全上の基準に係る特例についての規定の新設（航空法第 88 条関係）
- ⑦装備移転航空機である無人航空機の飛行の方法に係る特例についての規定の新設（航空法第 132 条の 86 第 1 項第 2 号関係）
 - ・ 本改正がなければ、装備移転航空機が飛行する際に携行しなければならない燃料の量、空港外等で離着陸を実施する場合の申請手続、編隊で飛行する場合の機長の打合せ事項、物件を曳航する場合の安全上の基準及び無人航空機の飛行の方法に係る基準について、それぞれ航空法第 63 条、第 79 条ただし書、第 84 条第 2 項、第 88 条及び第 132 条の 86 第 1 項第 2 号の規定に基づくところ、防衛大臣が定める基準等に従うこととされたため、これらの規定に従った運航を行うことについての確認を受けるに当たり、当該確認を受ける者において、各種申請書の作成作業に係るコストが生じることが想定される。
 - ・ 他方で、これらの規定に従った運航を行うことについての確認に係る手続等は、事業者によって人件費等も異なることから、一概に定量化することは困難であるが、いずれも軽微な作業であるとともに、本改正がなければ、航空法の規定に従って同種の確認に係る手続を行うものであることから、一概に追加的なコストが生じるというものでもない。
- ②事故が発生した場合の装備移転航空機の機長の報告の義務に係る特例についての規定の新設（航空法第 76 条第 1 項関係）
- ③事故が発生するおそれがあると認められる事態が発生した場合の装備移転航空機の機長の報告の義務に係る特例についての規定の新設（航空法第 76 条の 2 関係）
- ⑧事故が発生した場合の装備移転航空機である無人航空機を飛行させる者が講じなければならない措置に係る特例についての規定の新設（航空法第 132 条の 90 第 2 項関係）
- ⑨事故が発生するおそれがあると認められる事態が発生した場合の装備移転航空機である無人航空機を飛行させる者の報告の義務に係る特例についての規定の新設（航空法第 132 条の 91 関係）

- これらの規定については、航空事故等の際に、国土交通大臣に替えて防衛大臣に報告を行うこととしているものであり、一概に追加的なコストが生じるというものでもない。

<行政費用>

①装備移転航空機が携行しなければならない燃料の量に係る特例についての規定の新設（航空法第 63 条関係）

④装備移転航空機の離着陸の場所に係る特例についての規定の新設（航空法第 79 条ただし書関係）

⑤装備移転航空機が編隊で飛行する場合の機長の打合せ事項に係る特例についての規定の新設（航空法第 84 条第 2 項関係）

⑥装備移転航空機による物件の曳航についての安全上の基準に係る特例についての規定の新設（航空法第 88 条関係）

⑦装備移転航空機である無人航空機の飛行の方法に係る特例についての規定の新設（航空法第 132 条の 86 第 1 項第 2 号関係）

- 装備移転航空機が空港外等で離着陸を実施する場合、申請書の確認作業に係るコストが生じる可能性がある。また、携行しなければならない燃料の量、編隊飛行の際の機長の事前打合せ事項、物件を曳航する場合の基準及び無人航空機の飛行の方法に係る基準に従った運航を行うことについての確認を行うにあたり、各種申請書等の確認作業に係るコストが生じることが想定される。
- 他方で、これらの基準に従った運航を行うことについての確認に係る作業は、各種申請書等についてあらかじめ定められた基準と照合する等いずれも軽微な作業であるところ、行政コストは少額であると考えられるとともに、本改正がなければ、航空法の規定に従って国土交通省において、同種の確認に係る手続を行うものであることから、一概に追加的な行政コストが生じるというものでもない。

②事故が発生した場合の装備移転航空機の機長の報告の義務に係る特例についての規定の新設（航空法第 76 条第 1 項関係）

③事故が発生するおそれがあると認められる事態が発生した場合の装備移転航空機の機長の報告の義務に係る特例についての規定の新設（航空法第 76 条の 2 関係）

⑧事故が発生した場合の装備移転航空機である無人航空機を飛行させる者が講じなければならない措置に係る特例についての規定の新設（航空法第 132 条の 90 第 2 項関係）

⑨事故が発生するおそれがあると認められる事態が発生した場合の装備移転航空機である無人航空機を飛行させる者の報告の義務に係る特例についての規定の新設（航空法第132条の91関係）

- これらの規定については、航空事故等の際に、国土交通大臣に替えて防衛大臣が報告を受けることとしているものであり、本改正がなければ、航空法の規定に従って国土交通省において、同種の報告を受けるものであることから、一概に追加的な行政コストが生じるというものでもない。

5 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

■意見聴取した □意見聴取しなかった

(意見聴取しなかった理由)

- 具体の規制内容は下位法令に委任するため、意見聴取する中身がない
- 遵守費用が発生せず、意見聴取する理由がない
- 参加者の抽出又は参集が困難なため、別途、アンケート調査を行っている
- 他の府省で、別途、関連する意見聴取を行っており、それを参考としている
- その他

(具体の理由：)

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

- ・ 改正趣旨及び内容を含め、政令事項については特段の意見はなく、下位規則等の具体的な検討に当たり引き続き意見交換を進める。

<関連する会合の名称、開催日>

- ・ 令和8年1月15日から同月21日までの間、航空機製造事業者に対し、本改正、下位規則等の内容についての周知説明を順次実施。

<関連する会合の議事録の公表>

- ・ なし。

6 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

<見直し条項がある法令案>

- ・ 見直し条項なし

<上記以外の法令案>

- ・ 事前評価書の作成から5年後に事後評価を実施することから、令和13年度までに事後評価を実施予定。